

エズラ書

第一章

一 ペルシヤ王クロスの元年に當りエホバ曩にエレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んと
 二 示して云く 二 ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのエルサレムに建
 三 ることを我に命ず 三 凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神の助を得てユダのエルサレムに上りゆきエル
 四 サレムなるイスラエルの神エホバの室を建ることをせよ彼は神にまませり 四 その民にして生存れる者等の寓
 五 りをる處の人々は之に金銀貨財家畜を予へて助くべしその外にまたエルサレムなる神の室のために物を誠意より
 六 さしぐべしと

五 是にユダとベニヤミンの宗家の長祭司レビ人など凡て神にその心を感動せられし者等エルサレムなるエ
 六 ホバの室を建んとて起おこれり 六 その周圍の人々みな銀の器黄金貨財家畜および寶物を予へて之に力をそへ
 七 この外にまた各種の物を誠意より獻げたり 七 クロス王またネブカデネザルが前にエルサレムより携へ出して
 八 己の神の室に納めたりしエホバの室の器皿を取いだせり 八 即ちペルシヤ王クロス庫官ミテレダテの手をもて
 九 之を取いだしてユダの牧伯セシバザルに數へ交付せり 九 その數は是のごとし金の盤三十銀の盤一千小刀二十九
 一〇 金の大學三十、一〇 一等の銀の大學四百十その他の器具一千 一〇 金銀の器皿は合せて五千四百ありしが
 一一 セシバザル俘擄人等をバビロンよりエルサレムに將て上りし時に之をことごとく携さへ上れり

イ代下三六・二二、二〇 羅五・一三、一四
 三 耶二五・一二、ハ 賽四四・二八、四五
 二九・一〇
 二 但六・二六
 三 下三六・七
 一 王下二四・一三代
 二 下三六・七
 三 下三六・七
 四 下三六・七
 五 下三六・七
 六 下三六・七
 七 下三六・七
 八 下三六・七
 九 下三六・七
 一〇 下三六・七

リ王下二四・一四一 ヌ尼七・七六
 一六、二五・一一 ル尼七・七七
 代下三六・二〇 ナ尼七・一〇
 ワ尼七・一一
 カ尼七・一五
 ヨ尼七・二四
 タ尼七・二五
 レ尼七・二八
 ソ喇二・七
 ツ代上二四・七
 ネ代上二四・一四
 ナ代上九・二二

第二章

一 往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエ
 ルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者は左の如し 是皆ゼルバベル、エシ
 ユア、ネヘミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスバル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ
 來れり

二 其イスラエルの民の人数は是のごとし
 三 バロシの子孫二千七百七十二人
 四 シバテヤの子孫三百七十二人
 五 アラの子孫七百七十五人
 六 エシユアとヨアブの族たるバハテモアブの子孫二千八百七十二人
 七 エラムの子孫
 八 千二百五十四人
 九 ザツトの子孫九百四十五人
 一〇 ザツカイの子孫七百六十人
 一一 バニの子孫六百四十二人
 一二 ベバイの子孫六百二十三人
 一三 アズガデの子孫千二百二十二
 一四 アドニカムの子孫六百六十六人
 一五 ビグ
 一六 ワイの子孫二千五十六人
 一七 アデンの子孫四百五十四人
 一八 ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人
 一九 ベザイの
 二〇 子孫三百二十三人
 二一 ヨラの子孫百十二人
 二二 ハシユムの子孫二百二十三人
 二三 ギバルの子孫九十五人
 二四 ペテ
 二五 レヘムの子孫百二十三人
 二六 ネットバの人五十六人
 二七 アナトテの人百二十八人
 二八 アズマウテの民四十二人
 二九 キリアテヤリム、ケビラおよびベエロテの民七百四十三人
 三〇 ラマおよびゲバの民六百二十一人
 三一 ミクマ
 三二 シの人百二十二
 三三 ベテルおよびアイの人二百二十三人
 三四 ネボの民五十二人
 三五 マグピシの民百五十六人
 三六 他
 三七 別のエラムの民千二百五十四人
 三八 ハリムの民三百二十人
 三九 ロド、ハデデ及びオノの民七百二十五人
 四〇 エ
 四一 リコ
 四二 の民三百四十五人
 四三 セナアの民三千六百三十人
 四四 祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人
 四五 インメルの子孫千五十二人
 四六 パシユルの子孫千二

百四十七人 （イ） ハリムの子孫十七人 （ロ）

レビ人はホダヤの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人 （三） 謳歌者はアサフの子孫百二十八人 （四） 門

を守る者の子孫はシャルムの子孫アテルの子孫タルモンの子孫アツクブの子孫ハテタの子孫シヨバイの子孫

合せて百三十九人

ネテニ人はデハの子孫ハスバの子孫タバオテの子孫 （五） ケロスの子孫シアハの子孫パドンの子孫 （六） レ

バナの子孫ハガバの子孫アツクブの子孫 （七） ハガブの子孫シャルマイの子孫ハナンの子孫 （八） ギデルの子孫ガ

ハルの子孫レアヤの子孫 （九） レヂンの子孫ネコダの子孫ガザムの子孫 （一〇） ウザの子孫パセアの子孫ベサイの

子孫 （一一） アスナの子孫メウニムの子孫ネフシムの子孫 （一二） バクブクの子孫ハクパの子孫ハルホルの子孫 （一三） バ

ヅリテの子孫メヒダの子孫ハルシヤの子孫 （一四） バルコスの子孫シセラの子孫テマの子孫 （一五） ネチアの子孫ハテ

パの子孫等なり

ソロモンの僕たりし者等の子孫すなはちソタイの子孫 （一六） ハツソペレテの子孫 （一七） ペリダの子孫 （一八） ヤアラの子

孫ダルコンの子孫ギデルの子孫 （一九） シバテヤの子孫ハツテルの子孫 （二〇） ポケレテハツゼバイムの子孫 （二一） アミの子孫 （二二）

ネテニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とは合せて三百九十二人 （二三） またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家の長と

その血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき （二四） 是すなはちデラヤの子孫トビヤの子孫

ネコダの子孫にして合せて六百五十二人 （二五） 祭司の子孫たる者の中にハバヤの子孫 （二六） ハツコヅの子孫 （二七） バルジライ

イ代上二四・八 （二八） 二尼七・五四 （二九） ト尼七・五九 （三〇） 子番九・二二、二七 （三一） 又尼七・六一 （三二） 代上九・二 （三三） へ尼七・五七 （三四） 代上九・二 （三五） 代上九・二 （三六） 代上九・二 （三七） 代上九・二 （三八） 代上九・二 （三九） 代上九・二 （四〇） 代上九・二 （四一） 代上九・二 （四二） 代上九・二 （四三） 代上九・二 （四四） 代上九・二 （四五） 代上九・二 （四六） 代上九・二 （四七） 代上九・二 （四八） 代上九・二 （四九） 代上九・二 （五〇） 代上九・二 （五一） 代上九・二 （五二） 代上九・二 （五三） 代上九・二 （五四） 代上九・二 （五五） 代上九・二 （五六） 代上九・二 （五七） 代上九・二 （五八） 代上九・二 （五九） 代上九・二 （六〇） 代上九・二 （六一） 代上九・二 （六二） 代上九・二 （六三） 代上九・二 （六四） 代上九・二 （六五） 代上九・二 （六六） 代上九・二 （六七） 代上九・二 （六八） 代上九・二 （六九） 代上九・二 （七〇） 代上九・二 （七一） 代上九・二 （七二） 代上九・二 （七三） 代上九・二 （七四） 代上九・二 （七五） 代上九・二 （七六） 代上九・二 （七七） 代上九・二 （七八） 代上九・二 （七九） 代上九・二 （八〇） 代上九・二 （八一） 代上九・二 （八二） 代上九・二 （八三） 代上九・二 （八四） 代上九・二 （八五） 代上九・二 （八六） 代上九・二 （八七） 代上九・二 （八八） 代上九・二 （八九） 代上九・二 （九〇） 代上九・二 （九一） 代上九・二 （九二） 代上九・二 （九三） 代上九・二 （九四） 代上九・二 （九五） 代上九・二 （九六） 代上九・二 （九七） 代上九・二 （九八） 代上九・二 （九九） 代上九・二 （一〇〇） 代上九・二

ワ尼八・九 （九一） カ出二八・三〇 （九二） 民二 （九三） 七二二 （九四） 民二 （九五） 七二二 （九六） 民二 （九七） 七二二 （九八） 民二 （九九） 七二二 （一〇〇） 民二

ヨ利三二・二一〇、レ尼七・七〇、七・七三、ナ太一・二二、路三・二七、
一五、一六、ツ喇六・一六、一七、七、ネ基一・一、二、二、ラ太一・二二、路三・ウ民二八・三、四、
タ尼七・六六、ナ太一・二二、路三・二七、ム申一・二・五、ノ尼八・一四、一七、
ク出二九・三八、民二、一四・一六、一七、八・三、一、一、九、二六、二九・二、
八・一三

六二 の子孫ありバルジライはギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてその名を名りしなり 是等の者譜系に載たる

六三 者等の中におのが名を尋ねたれども在ざりき是の故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり テルシヤタ

六四 は之に告てウリムとトンミムを帯る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言ひ

六五 會衆あはせて四萬二千三百六十人 この外にその僕婢七千三百三十七人謳歌男女二百人あり

六六 六の馬七百三十六匹その騾二百四十五匹 其の駱駝四百三十五匹驢馬六千七百二十四匹

六八 宗家の長數人エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびてエホバの室をその本の處に建んとて物を誠意

六九 より獻げたり 即ちその力にしたがひて工事のために庫に納めし者は金六萬一千ダリク 銀五千斤 祭司の衣服

七〇 百襲なりき

祭司レビ人民等謳歌者門を守る者およびネテニ人等その邑々に住み一切のイスラエル人その邑々に住り

一 イスラエルの子孫かくその邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集まれり

二 是に於てヨザダクの子エシユアとその兄弟なる祭司等およびシャルテルの子ゼルバベルとその兄

三 弟等立おこりてイスラエルの神の壇を築けり是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひてその上に燔祭を獻げ

四 んとてなりき 彼等は壇をその本の處に設けたり是國々の民を懼れしが故なり而してその上にて燔祭をエホバ

五 に獻げ朝夕にこれを獻ぐ またその録されたる所に循ひて結茅節を行ひ毎日の分を按へて例に照し數のごと

六 くに日々の燔祭を獻げたり 是より後は常の燔祭および月朔とエホバの一切のきよき節會とに用ゐる供物なら

七 びに人の誠意よりエホバにたてまつる供物を獻ぐることをす 即ち七月の一日よりして燔祭をエホバに獻ぐる

七 ことを始めけるがエホバの殿の基礎は未だ置ざりき 是において石工と木工に金を交付しましたシドンとツロの者に食物飲物および油を與へてペルシヤの王クロスの允准にしたがひてレバノンよりヨツパの海に香柏を運ばしめたり

八 斯てエルサレムなる神の室に歸りたる次の年の二月にシャルテルの子ゼルバベル、ヨザダクの子エシユアおよびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て俘囚をゆるされてエルサレムに歸りし者等事を始め二十歳以上のレビ人を立てエホバの室の工事を監督せしむ 是に於てユダの子等なるエシユアとその子等および兄弟カデミエ（ホ）ルとその子等齊しく立て神の家の工人を監督せりヘナダデの子等およびその子等と兄弟等のレビ人も然り かくて建築者エホバの殿の基礎を置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鏡鉞を執りイスラエルの王ダビデの例に循ひてエホバを讚美す 彼等班列にしたがひて諸共に歌を謡ひてエホバを讚めかつ頌へエホバは恩ふかく其矜恤は永遠にたゆることなればなりと言ひそのエホバを讚美する時に民みな大聲をあげて呼はれりエホバの室の基礎を据ればなり されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありけるが今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣りまた喜悅のために聲をあげて呼はる者も多かり 是をもて人衆民の歡こびて呼はる聲と民の泣く聲とを聞わくることを得ざりきそは民大聲に呼はり叫びければその聲遠くまで聞えわたりたればなり

第四章

茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神エホバのために殿を建ると聞き 乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我儕をして汝等と共に

イ王上五・六、九 代 口喇六・三 二代上三三・三四、二 八喇二・四〇 子代上六・三一、一六、七、三三、二二、二四 詩 三三・二一、二二、二〇 徒二二 八代下二・二六 徒九 七 卜代上一六・五、六、四二 出二五・二二 代下 一三六・一 七・三三、二二、二四 ル代上一六・四一 利 一四・七、八、九

カ下二七・二四、三ヨ尼二・二〇
二二三、一九・タ喇一・二、二、三
三七 喇四・一〇 レ喇三・三
ソ下二七・三〇、三ネ喇四・一、二、一七、
一七・二二
ツ喇四・一 ナ喇七・二四

之を建しめよ我らは汝らと同じく汝らの神を求むアツスリヤの王エサルハドンが我儕を此に携へのぼりし日より
以來我らはこれに犠牲を獻ぐるなりと 然るにゼルバベル、エシユアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等

これに言ふ汝らは我らの神に室を建ることに與るべからず我儕獨りみづからイスラエルの神エホバのために建る
ことを爲べし是ペルシヤの王クロス王の我らに命ぜし所なりと 是においてその地の民ユダの民の手を弱らせ

てその建築を妨げ 之が計る所を敗らんために議官に賄賂して之に敵せしむペルシヤ王クロスの世にある
日よりペルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に彼ら表を上りて

ユダとエルサレムの民を誣訟へたり
またアルタシヤスタの世にビシラム、ミテレダテ、タビエルおよびその餘の同僚同じく表をペルシヤの王

アルタシヤスタに上つれりその書の文はスリアの文字にて書きスリア語にて陳述たる者なりき 方伯レホム
書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書おくりてエルサレムを誣ゆ左のごとし 即ち方伯レホム 書記官

シムシヤイおよびその餘の同僚デナ人アパルサテカイ人タルペライ人アパルサイ人アルケワイ人バビロン人シユ
シヤン人デハウ人エラマイ人 ならびに其他の民すなはち大臣オスナバルが移してサマリアの邑および河外ふ

のその他の地に置し者等云々
其アルタシヤスタ王に上つりし書の稿は是なり云く河外ふの汝の僕等云々 王知たまへ汝の所より上り

來りしユダヤ人エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖る悪き邑を建なほし石垣を築きあげその基礎を
固うせり 然ば王いま知たまへ若この邑を建て石垣を築きあげなば彼ら必ず貢賦租税税金などを納じ然すれば

二四 終に王等の不利とならん 一四 そもそも我らは王の鹽を食む者なれば王の輕んぜらるゝを見るに忍びず茲に人を遣

一五 はし王に奏聞す 一五 列祖の記録の書を稽へたまへ必ずその記録の書の中において此邑は背き悖る邑にして諸王と

諸州とに害を加へし者なるを見その中に古來叛逆の事ありしを知たまふべし此邑の滅ぼされしは此故に縁るなり

一六 我ら王に奏聞す若この邑を建て石垣を築きあげなばなんぢは之がために河外ふの領分をうしなふなるべしと

一七 王すなはち方伯レホム書記官シムシヤイこの餘サマリヤおよび河外ふのほかの處に住る同僚に答書をおく

一八 りて云く平安あれ云々 一八 汝らが我儕におくりし書をば我前に讀解しめたり 一九 我やがて詔書を下して稽考しめ

二〇 しに此邑の古來起りて諸王に背きし事その中に反亂謀叛のありし事など詳悉なり 二〇 またエルサレムには在昔

二一 大なる王等ありて河外ふをことごとく治め貢賦租稅税金などを己に納しめたる事あり 二一 然ば汝ら詔言を傳へて

二二 其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ること無らしめよ 二二 汝ら慎め之を爲ことを忽にする勿れ何ぞ損害を

増て王に害を及ぼすべけんやと 二三 アルタシヤスタ王の書の稿をレホムおよび書記官シムシヤイとその同僚の前に讀あげければ彼等すなはち

二四 エルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就き腕力と權勢とをもて之を止めたり 二四 此をもてエルサレムなる神の室の

工事止みぬ即ちペルシヤ王ダリヨスの治世の二年まで止みたりき

一 爰に預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ人に向

二 第五 第五章 二 ひてイスラエルの神の名をもて預言する所ありければ 二 シヤルテルの子ゼルバベルおよびヨザダ

クの子エシユア起あがりてエルサレムなる神の室を建ることを始む神の預言者等これとともに在て之を助く

イ創一五・一八 番一 七二・八
ハ基一・一 二四
ロ王上四・二二 時 二四一・一

ホ創三・二

へ喇五・六、六・六　　リ喇七・六、二八　　詩　　ル喇四・九
ト喇五・九　　三三・一八　　ヲ喇五・三、四
チ喇五・一〇　　又喇六・六　　ワ王上六・一
カ代下三六・一六、一　　八、九、一一　　ソ基一・一四、二二、
七　　タ喇一・一　　レ喇一・七、八、六、五
ヨ王下二四・二、二五

三　その時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびその同僚とともにその所に來り誰が汝らに此室を
四　建て此石垣を築きあぐることを命ぜしやと斯言ひ　　四　また此建物を建る人々の名は何といふやと斯これに問り
五　然るにユダヤ人の長老等の上にはその神の目そゝぎゐたれば彼等これを止むること能はずして遂にその事を
六　ダリヨスに奏してその返答の來るを待り

六　河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアバルサカイ人がダリヨス王に上ま
七　つりし書の稿は左のごとし　　七　即ち其上まつりし書の中に書ししたる所は是のごとし云く願くはダリヨス王に
八　大なる平安あれ　　八　王知たまへ我儕ユダヤ州に往てかの大神の室に至り視しに巨石をもて之を建て材木を組て

九　壁を作り居り其工事おほいに捗どりてその手を下すところ成ざる無し　　九　是に於て我儕その長老等に問てこれに
一〇　斯いへり誰が汝らに此室を建てこの石垣を築きあぐることを命ぜしやと　　一〇　我儕またその首長たる人々の名を書

二　しるして汝に奏聞せんがためにその名を問り　　二　時に彼等かく我らに答へて言り我儕は天地の神の僕にして年久
三　しき昔に建おかれし殿を再び建るなり是は素イスラエルの大なる王某の建築きたる者なりしが　　三　我らの父等

四　天の神の震怒を惹起せしに縁てつひに之をカルデヤ人バビロンの王ネブカデネザルの手に付したまひければ彼こ
五　の殿を毀ち民をバビロンに擄へゆけり　　五　然るにバビロンの王クロスの元年にクロス王神のこの室を建べしとの

六　詔言を下したまへり　　六　然のみならずエルサレムの殿よりネブカデネザルが取いだしてバビロンの殿に携へいれ
七　し神の室の金銀の器皿もクロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名くる者に之を付

八　し　　八　而して彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエルサレムの殿に携へいれ神の室をその本の處に建よと

一六 是において其セシバザル來りてエルサレムなる神の室の石礎を置たりき其時よりして今にいたるまで之を建
 つゝありしが猶いまだ竣らざるなりと 然ば今王もし善となされなば請ふ御膝下バビロンにある所の王の寶藏
 を查べたまひて神のこの室を建べしとの詔言のクロス王より出しや否を稽へ而して王此事につきて御旨を我らに
 諭したまへ

第六章

一 是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏むる所の文庫に就て查べ稽しめしに
 デア州の都城アクメタにて一の卷物を得たりその内に書しるせる記録は是のごとし クロス王の

元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神の室の事につきて諭すその犠牲を獻ぐる所なる殿を建てその
 石礎を堅く置る其室の高を六十キユビトにし其濶を六十キユビトにし 巨石三行新木一行を以せよ其費用は

王の家より授くべし またネブカデネザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロンに携へきたりし神の室の

金銀の器皿は之を還してエルサレムの殿に持ゆかしめ神の室に置いてその故の所にあらしむべしと

然ば河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人汝等これに遠ざ

かるべし 神のその室の工事を妨ぐる勿れユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神のその家を故の處に建しめ

よ 我また詔言を出し其神の家を建ることにつきて汝らが此ユダヤ人の長老等に爲べきことを示す王の財寶の

中すなはち河外ふの租税の中より迅速に費用をその人々に與へよその工事を滞ほらしむる勿れ 又その帶むる

物即ち天の神にたてまつる燔祭の小牛牡羊および羔羊ならびに麥鹽酒油など凡てエルサレムにをる祭司の定むる

所に循ひて日々に怠慢なく彼等に與へ 彼らをして馨しき香の犠牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とその

イ 喇三・八、一〇
 口 喇六・一五
 八 喇六・一二
 ニ 喇五・一七
 ホ 王上六・三六
 ト 喇五・三
 へ 喇一・七、八、五、チ 喇七・二三 耶二九
 リ 提前二・一二

又但二・五、三・二九　ワ喇一・一、五・一三、ヨ喇七・一
ル至上九・三　六・三　タ王上八・六三　代下　レ喇八・三五
ヲ喇五・二二　カ喇四・二四　七・五　ソ代上二四・一
ツ代上二二・六　ナ民三・六、八・九　ナ出二二・六
ラ代下三〇・一五　ム代下三五・一　ウ喇九・一
井出一二・一五、一三、ノ王下二二・二九　代　六代下三〇・二一、
三五・一七　下三三・一一　喇一
・二、六・六

二 子女の生命のために祈ることを得せしめよ　　二一　かつ我詔言を出す誰にもせよ此言を易る者あらばその家の梁を抜

三 きとり彼を擧て之に釘んその家はまた之がために厠にせらるべし　　二二　凡そ之を易へまたエルサレムなるその神の

室を毀たんとて手を出す王あるひは民は彼處にその名を留め給ふ神ねがはくはこれを倒したまへ我ダリヨス詔言

を出せり迅速に之を行なへ　　二三　

二四　ダリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚迅速にこれを行なへり

二五　ユダヤ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの預言に由てこれを成就たり彼等

イスラエルの神の命に循がひクロス、ダリヨスおよびペルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之を建竣ぬ　　二五　ダ

リヨス王の治世の六年アダルの月の三日にこの室成り　　二六　

二七　是においてイスラエルの子孫祭司レビ人およびその餘の俘擄人よろこびて神のこの室の落成禮を行なへり

二八　即ち神のこの室の落成禮において牡牛一百牡羊二百羔羊四百を獻げまたイスラエルの支派の數にしたがひて

牡山羊十二を獻げてイスラエル全體のために罪祭となし　　二八　祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列

にしたがひて立てエルサレムに於て神に事へしむ凡てモーセの書に書ししたるが如し　　二九　

三〇　斯て俘囚より歸り來りし人々正月の十四日に逾越節を行へり　　三〇　即ち祭司レビ人共に身を潔めて皆潔

くなり一切俘囚より歸り來りし人々のため其兄弟たる祭司等のため又自己のために逾越の物を宰れり　　三一　擄はれ

三二　ゆきて歸り來しイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者

三三　等すべて之を食ひ　　三三　喜びて七日の間酔いれぬパンの節を行へり是はエホバかれらを喜ばせアツスリヤの王の心

夕陽八二五
レ代上二九・六、九
ソ民一五・四一―三三
ツ申一二・五、一一
ネ出一八・二一、二二
申一六・二八
ナ喇七・一〇 代下
一七・七 馬二・七
太二三・二、三
ム喇六・二二
ウ喇九・九
井喇五・五、七、六、
九、八、一八

一六 のイスラエルの神のために誠意よりさゝぐる金銀を携へ 一六 またバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀および民
一七 と祭司とがエルサレムなる其神の室のために誠意よりする禮物を携さふ 一七 然ば汝その金をもて牡牛 牡羊 羔羊
一八 およびその素祭と灌祭の品を速に買ひエルサレムにある汝らの神の室の壇の上にこれを獻ぐべし 一八 また汝と汝
一九 の兄弟等その餘れる金銀をもて爲んと欲する所あらば汝らの神の旨にしたがひて之を爲せ 一九 また汝の神の室
二〇 の奉事のために汝が賜はりし器皿は汝これをエルサレムの神の前に納めよ 二〇 その外汝の神の室のために需むる
二一 所あらば汝の用ひんとする所の者をことごとく王の府庫より取て用ふべし 二一 我や我アルタシヤスタ王河外ふの
二二 一切の庫官に詔言を下して云ふ天の神の律法の學士祭司エズラが汝らに需むる所は凡てこれを迅速に爲べし
二三 即ち銀は百タラント 小麥は百石 酒は百バテ 油は百バテ 鹽は量なかるべし 二三 天の神の室のために天の神の
二四 命ずる所は凡て謹んで之を行なへしからずば王とその子等との國に恐くは震怒のぞまん 二四 かつ我儕なんぢらに
二五 諭す祭司レビ人謳歌者門を守る者ネテ二人および神のその室の役者などには貢賦租稅税金などを課すべから
二六 ず 汝エズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司および裁判人を立て河外ふの一切の民すなはち汝の
二六 神の律法を知る者等を盡く審判しめよ汝らまた之を知ざる者を教へよ 二六 凡そ汝の神の律法および王の律法を行
二七 はざる者をば迅速にその罪を定めて或は殺し或は追放ち或はその貨財を沒收し或は獄に繋ぐべし
二七 我らの先祖の神エホバは讚べき哉斯王の心にエルサレムなるエホバの室を飾る意を起させ 二八 また王の前
二八 とその議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり我神エホバの手わが上にありしに因て我は力を得
イスラエルの中より首領たる人々を集めて我とともに上らしむ

第八章

一 アルタシヤスタ王の治世に我とともにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびその系譜は
 二 左のごとし
 三 ビネハスの子孫の中にてはゲルシヨム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、ダビ
 四 デの子孫の中にてはハツトシ
 五 シカニヤの子孫の中にてはゼカリヤ彼と偕にありて名簿に載
 六 られたる男百五十人
 七 パハテモアブの子孫の中にてはゼラヒヤの子エリヨエナイ彼と偕なる男二百人
 八 シカ
 九 ニヤの子孫の中にてはヤハジエルの子彼と偕なる男三百人
 十 アデンの子孫の中にてはヨナタンの子エベデ彼と
 十一 ともなる男五十人
 十二 エラムの子孫の中にてはアタリヤの子エサヤ彼と偕なる男七十人
 十三 シパテヤの子孫の中
 十四 にてはミカエルの子ゼバデヤ彼とともなる男八十人
 十五 ヨアブの子孫の中にてはエヒエルの子オバデヤ彼ととも
 十六 なる男二百十八人
 十七 シロミテの子孫の中にてはヨシピアの子彼とともなる男百六十人
 十八 ベバイの子孫の中
 十九 てはベバイの子ゼカリヤ彼と偕なる男二十八人
 二十 アズガデの子孫の中にてはハツカタンの子ヨハナン彼ととも
 二十一 なる男百十人
 二十二 アドニカムの子孫の中の後なる者等あり其名をエリペレテ、ユエル、シマヤといふ彼らと偕な
 二十三 る男六十人
 二十四 ビグワイの子孫の中にてはウタイおよびザブデ彼等とともなる男七十人
 二十五 我かれらをアハワに流るゝところの河の邊に集めて三日が間かしこに天幕を張居たりしが我民と祭司とを
 二十六 閱せしにレビの子孫一人も其處に居ざりければ
 二十七 すなはち人を遣てエリエゼル、アリエル、シマヤ、エルナタ
 二十八 ン、ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシユラムなどいふ長たる人々を招きまた教誨を施す所のヨヤ
 二十九 リブおよびエルナタンを招けり
 三十 而して我カシピアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣せり即ち我カシピア
 三十一 といふ處にをるイドとその兄弟なるネテ二人に告べき詞を之が口に授け我儕の神の室のために役者を我儕に携へ

ホ尼二・八 子代下二〇・三 又詩五・八 詩三三・一八・一九 力代下一五・二
 へ尼八・七・九・四・五 リ利一六・二九・三三・ル野前九・一五 三四・一五・二二 詩三四・一六 三三・一三 賽一九 利二一・六・七・八 四・四・一五・一九
 ト喇二・四三 二九 賽五八・三・五 ヲ喇七・六・九・二八 八・二八 代下 喇七・一五・二六 利二二・二・三 民 二〇

一八 來れと言けるが 我らの神よく我儕を助けたまひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリの子孫イシセケ

一九 ルを我らに携さへ來り又セレビヤといふ者およびその子等と兄弟十八人 ハシヤビヤならびにメラリの子孫の

二〇 エサヤおよびその兄弟とその子等二十人を携へ またネテ二人すなはちダビデとその牧伯等がレビ人に事へし

二一 びるために設けたりしネテ二人二百二十人を携へ來り此等の者は皆その名を掲げられたり

二二 斯て我かしこなるアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ我儕の神の前にて我儕身を卑し我らと我らの小き者と

二三 我らの諸の所有のために正しき途を示されんことを之に求む 其は我儕さきに王に告て我らの神は己を求むる

二四 者を凡て善く助けまた己を棄る者にはその權能と震怒とをあらはしたまふと言しに因て我道路の敵を防ぎて我儕

二五 を護るべき歩兵と騎兵とを王に請ふを羞ぢたればなり かくてこのことを我ら斷食して我儕の神に求めけるに

二六 其祈禱を容たまへり 時に我祭司の長十二人即ちセレビヤ、ハシヤビヤおよびその兄弟十人を之とともに擇び 金銀および

二七 器皿すなはち王とその議官とその牧伯と彼處の一切のイスラエル人とが我らの神の室のために獻げたる奉納物を

二八 量りて彼らに付せり その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント 銀の器百タラント 金百タラント

二九 なりき また金の大罎二十あり一千ダリクに當るまた光り輝く精銅の器二箇ありその貴きこと金のごとし

三〇 而して我かれらに言り汝等はエホバの聖者なり此器 皿もまた聖し又この金銀は汝らの先祖の神エホバに奉ま

三一 つりし誠意よりの禮物なり 汝等エルサレムに至りてエホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエ

三二 ルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべしと 是に於て祭司およびレビ人その金銀および器皿をエルサ

レムなる我らの神の室に携へゆかんとて其重にしたがひてこれを受取れり

我ら正月の十二日にアハワの河邊を出たちてエルサレムに赴きけるが我らの神その手を我らの上におき

我らを救ひて敵の手また路に伏て窺ふ者の手に陥らしめたまはざりき 我儕すなはちエルサレムに至りて三日

かしこに居しが 四日にいたりて我らの神の室においてその金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に

量り付せりピネハスの子エレアザル彼に副ふ又エシユアの子ヨザバデおよびビンヌイの子ノアデヤの二人のレビ

人かれらに副ふ 即ちその一々の重と數を査べ其重をことごとく其時かきとめたり

俘囚の人々のその俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を獻げたり即ちイスラエル全體に

あたる牡牛十二を獻げまた牡羊九十六羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を獻げたり是みなエホバにたてまつりし燔祭

なり 彼等王の勅諭を王の代官と河外ふの總督等に示しければその人々民を助けて神の室を建しむ

是等の事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民と

はなれずしてカナン人ヘテ人ペリジ人エブス人アンモニ人モアブ人エジプト人アモリ人などの

中なる憎むべき事を行へり 即ち彼等の女子を自ら娶りまたその男子に娶れば聖種諸國の民と相雜れり牧伯た

る者長たる者さきだちてこの愆を犯せりと 我この事を聞て我衣と袍を裂き頭髮と鬚を抜き驚き呆れて坐せ

り イスラエルの神の言を戦慄おそるゝ者はみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は

晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐しぬ

晩の供物の時にいたり我その苦行より起て衣と袍とを裂たるまゝ膝を屈めてわが神エホバにむかひ手を

第九章

イ 喇七・六、九、二八 二 喇六・一七
ロ 尼二・二一 ホ 喇七・二二 手 出三四・一六 申七
ハ 喇八・二六、三〇 へ 喇六・二一 尼九・二 三 尼一三・二三 一四・二
ト 申一三・三〇、三一 一 出九・六、二二、ヌ 哥後六・一四
チ 出三四・一六 申七 三 一 申七・六、ル 伯一・二〇
ニ 一四・二 一 詩一四三・四 力 出二九・三九
ワ 喇一〇・三 賽六六 ヨ 出九・二九、三三

夕但九・七・八
 レ詩三八・四
 ソ代下二八・九
 一八・五
 ツ詩一〇六・六
 但九
 ナ但九・七・八
 ラ賽二二・二三
 オ賽五・二
 ム詩一三・三、三四・五
 ウ尼九・三六
 井詩一三六・二三
 ノ剛七・二八
 ケ申二三・六
 フ禮一三・二二、二〇
 テ禮九・二
 ニ三、二七
 ア申九・八
 ニ三、二七
 コ詩一〇三・一〇
 エ約五・一四
 彼後二
 二〇、二二

六 舒て 言けるは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを蓋て赧らむ其は我らの罪積りて頭の上に出で我らの愆重

七 りて天に達すればなり 我らの先祖の日より今日にいたるまで我らは大なる愆を身に負り我らの罪の故により

八 て我儕と我らの王等および祭司たちは國々の王等の手に付され劍にかけられ擄へゆかれ掠められ面に恥をかうぶ

九 れり今日のごとし 然るに今われらの神エホバ暫く恩典を施として逃れ存すべき者を我らの中に残し我らをし

〇 てその聖所にうちし釘のごとくならしめ斯して我らの神われらの目を明にし我らをして奴隷の中にありて少く

一 生る心地せしめたまへり 生る心地せしめたまへり 生る心地せしめたまへり 生る心地せしめたまへり

二 ペルシヤの王等の目の前にて我らに憐憫を施として我らに活る心地せしめ我らの神の室を建しめ其破壊を修理は

三 しめユダとエルサレムにて我らに石垣をたまふ 我らの神よ已に是のごとくなれば我ら今何と言のべんや我儕

四 はやくも汝の命令を棄たればなり 汝かつて汝の僕なる預言者等によりて命じて宣へり云く汝らが往て獲んと

五 する地はその各地の民の汚穢により其憎むべき事によりて汚れたる地にして此極より彼極までその汚穢盈わたる

六 なり 然ば汝らの女子を彼らの男子に與ふる勿れ彼らの女子をなんぢらの男子に娶る勿れ又何時までもかれら

七 の爲に平安をも福祿をも求むべからず然すれば汝ら旺盛にしてその地の佳物を食ふことを得永くこれを汝らの子

八 孫に傳へて産業となさしむることを得んと 我らの悪き行により我らの大なる愆によりて此事すべて我儕に臨

九 みたりしが汝我らの神はわれらの罪よりも軽く我らを罰して我らの中に是のごとく人を遺したまひたれば 我

〇 儕再び汝の命令を破りて是等の憎むべき行ある民と縁を結ぶべけんや汝我らを怒りて終に滅ぼし盡し遺る者も

逃るゝ者も無にいたらしめたまはざらんや
 一五 イスラエルの神エホバよ汝は義し即ち我ら逃れて遺ること今日の
 ごとし今我ら罪にまとはれて汝の前にあり是がために一人として汝の前に立ことを得る者なきなり

第一章

エズラ神の室の前に泣伏して禱りかつ懺悔しをる時に男女および兒女はなはだ多くイスラエルの
 二 中より集ひて彼の許に聚り來りすべての民はいたく泣かなしめり
 時にエラムの子エヒエル

の子シカニヤ答へてエズラに言ふ我らはわれらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦女を娶り然なが
 三 ら此事につきてはイスラエルに今なほ望あり
 然ば我儕わが主の教誨にしたがひ又我らの神の命令に戰慄く
 四 人々の教誨にしたがひて斯る妻をことごとく出し之が産たる者を去んといふ契約を今われらの神に立てん而して
 律法にしたがひて之を爲べし
 起よ是事は汝の主どる所なり我ら汝を助くべし心を強くして之を爲せと

エズラやがて起あがり祭司の長等レビ人およびイスラエルの人衆をして此言のごとく爲んと誓はしめたり
 五 彼ら乃ち誓へり
 六 かくてエズラ神の家の前より起いでてエリアシブの子ヨハナンの室に入しが彼處に至りても
 七 パンを食す水を飲ざりきは是は俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればなり
 七 斯てユダおよびエルサレムに遍ね
 八 宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ汝ら皆エルサレムに集まるべし
 八 凡そ牧伯等と長老等の諭言にしたがひて
 九 三日の内に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘擄人の會より黜けらるべしと

是においてユダとベニヤミンの人々みな三日の内にエルサレムに集まれり是は九月にして恰もその月の
 一〇 廿日なりき民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり
 一〇 時に祭司エズラ起て
 二 之に言けるは汝らは罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を増り
 二 然ば今なんぢらの先祖の神エホバに

イ尼九・三三 但九・八 羅三・一九
 一四 二 詩一三〇・三
 口 哥前二五・一七 ホ代下二〇・九
 へ 但九・二〇
 ト 尼一三・二七
 チ 申七・二三
 リ 喇九・四
 又 代下三四・三一
 ル 代上二八・一〇
 テ 尼五・二二
 ワ 申九・一八
 カ 律前二二・一八

三 懺悔してその御旨を行へ即ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはなるべしと 會衆みな聲をあげて答へて

三 言ふ汝が我らに諭せるごとく我儕かならず爲べし 然ど民は衆し又今は大雨の候なれば我儕外に立こと能はず

二 且これは一日二日の事業にあらず其は我らこの事について大に罪を犯したればなり 然ば我らの牧伯等この

全會衆のために立れよ凡そ我儕の邑の内にもし異邦の婦人を娶りし者あらば皆定むる時に來るべし又その各々の

邑の長老および裁判人これに伴ふべし斯して此事を成ば我らの神の烈しき怒つひに我らを離るゝあらんと

の時立てこれに逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテクワの子ヤハジア而已メシユラムおよびレビ人シヤベ

タイこれを賛く

一六 俘囚より歸り來りし者つひに然なし祭司エズラおよび宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰ばれ

一七 十月の一日より共に坐してこの事を查べ 正月の一日に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く查べ

畢れり

一八 祭司の徒の中にて異邦の婦人を娶りし者は即ちヨザダクの子エシユアの子等及びその兄弟マアセヤ、エリ

一九 エゼル、ヤリブ、ゲダリヤ 彼らはその妻を出さんといふ誓をなし已に愆を獲たればとて牡羊一匹をその愆の

二〇 ために獻げたり インメルの子孫ハナニおよびゼバデヤ ハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエ

二一 ル、ウシヤ パシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、ネタンエル、ヨザバデ、エラサ

二二 レビ人の中にてはヨザバデ、シメイ、ケラヤ(即ちケリタ) ペタヒヤ、ユダ、エリエゼル

二三 謳歌者の中にてはエリアシブ 門を守る者の中にてはシャルム、テレムおよびウリ

三五 イスラエルの中うちにてはパロシの子孫しそんラミヤ、エジヤ、マルキヤ、ミヤミン、エレアザル、マルキヤ、ベナ
二六 ヤ 二六 エラムの子孫しそんマツタニヤ、ゼカリヤ、エヒエル、アブデ、エレモテ、エリヤ 二七 ザツトの子孫しそんエリオエナ
二八 イ、エリアシブ、マツタニヤ、エレモテ、ザバデ、アジザ 二八 ベバイの子孫しそんヨハナン、ハナニヤ、ザバイ、アテ
二九 ライ 二九 バニの子孫しそんメシユラム、マルク、アダヤ、ヤシユブ、シヤル、エレモテ 三〇 パハテモアブの子孫しそんアデナ、
三一 ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マツタニヤ、ベザレル、ビンヌイ、マナセ 三一 ハリムの子孫しそんエリエゼル、エシヤ、
三二 マルキヤ、シマヤ、シメオン 三三 ペニヤミン、マルク、シマリヤ 三三 ハシユムの子孫しそんマツテナイ、マツタタ、ザ
三四 バデ、エリパレテ、エレマイ、マナセ、シメイ 三四 バニの子孫しそんマアダイ、アムラム、ウエル 三五 ベナヤ、ベデヤ、
三五 ケルヒ 三六 ワニア、メレモテ、エリアシブ 三七 マツタニヤ、マツテナイ、ヤアス 三八 バニ、ビンヌイ、シメイ
三九 シレミヤ、ナタン、アダヤ 四〇 マクナデバイ、シヤシヤイ、シヤライ 四一 アザリエル、シレミヤ、シマリヤ
四二 シヤルム、アマリヤ、ヨセフ 四三 ネボの子孫しそんエイエル、マツタテヤ、ザバデ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ
四四 これ い は う を ん な 異 邦 の 婦 人 を 娶 り し 者 な り そ の 婦 人 の 中 に は 子 女 を 産 し 者 も あ り き

エズラ書 をはり